

令和6年度答申第11号

令和6年6月11日

諮問番号 令和6年度諮問第5号（令和6年5月8日諮問）

審査庁 厚生労働大臣

事件名 未払賃金の立替払事業に係る事業主についての不認定処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、Aが立替払事業に係る賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号。以下「賃確法」という。）7条及び賃金の支払の確保等に関する法律施行令（昭和51年政令第169号。以下「賃確令」という。）2条1項4号の規定に基づく認定申請（以下「本件認定申請」という。）をしたのに対し、B労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が不認定の処分（以下「本件不認定処分」という。）をしたところ、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

（1）賃確法7条は、労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）の適用事業に該当する事業の事業主（厚生労働省令で定める期間以上の期間にわたって当該事業を行っていたものに限る。）が破産手続開始の決定を受け、その他政令で定める事由に該当することとなった場合において、当該

事業に従事する労働者で所定の期間内に当該事業を退職したものに係る未払賃金（支払期日の経過後まだ支払われていない賃金）があるときは、当該労働者の請求に基づき、当該未払賃金に係る債務のうち所定の範囲内のものを当該事業主に代わって政府が弁済するものとする旨規定する。

- (2) 賃確法7条における上記「厚生労働省令で定める期間」について、賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第26号。以下「賃確則」という。）7条は、1年とする旨規定する。

また、賃確法7条における上記「その他政令で定める事由」について、賃確令2条1項4号は、事業主（賃確法7条の事業主をいう。ただし、賃確令2条2項の中小企業事業主であるものに限る。）が事業活動に著しい支障を生じたことにより労働者に賃金を支払うことができない状態として厚生労働省令で定める状態になったことについて、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主に係る事業を退職した者の申請に基づき、労働基準監督署長の認定があったこととする旨規定し、この「厚生労働省令で定める状態」について、賃確則8条は、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないこととする旨規定する。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) C社（以下「本件会社」という。）の労働者であったAは、令和4年1月30日に本件会社を退職し、令和5年2月20日、本件認定申請をした。

（認定申請書、勤務詳細（令和4年11月分））

- (2) 処分庁は、令和5年6月19日付けで、本件認定申請につき、「法人として1年以上労働者を雇用した実績が認められないため。」との理由を付して、本件不認定処分をした。

（不認定通知書）

- (3) 審査請求人は、令和5年1月31日に本件会社を退職した労働者であるところ、同年7月4日、審査庁に対し、本件不認定処分を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書、タイムカード（令和5年1月分））

- (4) 審査庁は、令和6年5月8日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

4 審査請求人の主張の要旨

本件不認定処分は、取り消すべきである。

- (1) 審査請求人は、令和3年11月からD社で勤務していたが、令和4年10月から、ほぼ自動的に本件会社に転籍した。実際は有無を言わせない強制的な転籍で、本件会社の元代表取締役Eが2社の実質的なオーナーであるため、名義上の社長が交代し、会社の名称が変わるための手続程度の認識で、本件会社との雇用契約を交わした。
- (2) D社と本件会社は事実上同一会社であり、2社で1年以上の雇用実績がある。従業員らに対し、D社勤務時に本件会社から給料振込が行われたこともあり、本件会社への転籍後にD社から給料振込が行われたこともあった。また、給料だけでなく、売上げを入金する銀行口座も2社の口座やE個人の口座を使用するなど、二つの会社の境界線はない。
- (3) 本件会社を最後に退職した労働者はFであるが、その退職日（令和5年3月11日）の1年以上前である令和4年2月に給料を支払った実績があるにもかかわらず不認定の結果だったため、本件不認定処分に納得がいかない。

(審査請求書、反論書、再反論書)

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりである。

- 1 本件においては、審査請求人が、本件会社とD社は事実上同一法人である、本件会社は、最後の従業員が退職する1年以上前に給料を支払った実績がある旨主張しているため、「法人として1年以上労働者を雇用した実績が認められない」として、本件認定申請を不認定とした本件不認定処分の適否について判断する必要がある。
- 2 上記1について、事件記録からは、以下の事実が認められる。
 - (1) 本件会社は、スポーツジムの経営等を目的としており、令和元年11月11日に設立された法人である。D社（旧法人名G社）は、コインランドリーや飲食店の経営、フランチャイズチェーン店の加盟店募集及び加盟店の指導業務等を目的としており、令和2年8月17日に設立された法人であり、本件会社とは異なる法人である。
 - (2) 令和5年3月7日付けで、本件会社代表取締役とD社代表取締役との連名でB労働基準監督署の担当官に対して提出された書面において、「令和4年10月1日よりD社経営悪化により、C社に事業譲渡にて労働者と店

舗運営の移管手続をし、再出発を試みましたが事業譲渡を完全には履行されず、労働者だけ引き継ぐ形になりました。」との申立てがあり、本件会社の代表取締役及びD社の代表取締役の双方とも、D社の債権債務を包括的に本件会社に引き継がせた認識を有していない。

- (3) 審査請求人は、令和4年10月1日に本件会社の労働条件通知書兼雇用契約書に署名をし、D社とは別に労働契約を締結している。
 - (4) 本件会社の労働者であるFの離職票に記載された退職日は令和5年3月11日となっている。
 - (5) 本件会社の労働者に係る労働条件通知書兼雇用契約書の締結日の一番古い日付は令和4年9月26日である。
 - (6) 本件会社は、令和4年10月1日付けで労災保険の適用事業として、労働保険を新規成立している。
- 3 本件審査請求の論点は、上記1で記載したとおり、本件会社とD社は事実上同一法人である、本件会社は、最後の従業員が退職する1年以上前に給料を支払った実績がある旨の審査請求人の主張を踏まえた、本件不認定処分の適否についてである。

まず、事実上同一法人かどうかについて検討すると、上記2(1)から(3)までの事実を踏まえると、本件会社とD社は異なる法人であることは明確である。

次に、本件会社の事業廃止日及び事業活動期間について検討する。

処分庁は、本件会社の事業廃止日を令和5年1月31日と判断しているところ、審査請求人は、反論書添付資料の本件会社の労働者のFの離職票の退職日が令和5年3月11日となっていること等を主張している。本件会社の事業廃止日については、処分庁の調査によっても、必ずしも明らかではない部分があるが、仮に審査請求人が主張するとおり、事業廃止日が令和5年3月11日であったとしても、上記2(5)及び(6)の事実を踏まえると、1年以上の事業（賃確法第7条及び賃確則第7条）を行っていたとは認められない。

以上を踏まえると、本件不認定処分が違法又は不当なものとは認められない。

- 4 よって、本件審査請求には理由がないことから、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件不認定処分の適法性及び妥当性について

(1) 本件不認定処分は、本件会社は労働者を使用する事業を1年以上の期間にわたって行っていた事業主とは認められないとして行われたものである。

本件会社は、令和元年11月11日に設立されているが、最初の労働者が雇用されたのは雇用契約書によれば令和4年9月26日であり、最後の労働者が退職したのは離職票上令和5年3月11日となっており、それまでに全ての店舗が事業活動を停止していると認められる。したがって、本件会社が労働者を使用する事業を行っていた期間は、長くても令和4年9月26日から令和5年3月11日までであり、1年に満たない。

(2) これに対して、審査請求人は、D社と本件会社とは同一の会社であり、D社が労働者を使用する事業を行っていた期間と合わせると1年以上の期間となる旨主張している。

しかし、本件会社とD社とは別個の法人格を有しており、それにもかかわらず両社が同一の法人であると認定するには、組織的に同一性が認められ、事業活動も同一性ないし継続性が認められなければならない。

この点につき、本件では、以下の事実が認められる。

ア 本件会社とD社において役員として登記されている者は同一ではない。

イ 事業活動に関しては、本件会社代表取締役とD社代表取締役の連名で提出された書面には「令和4年10月1日よりD社経営悪化により、C社に事業譲渡にて労働者と店舗運営の移管手続をし、再出発を試みましたが事業譲渡を完全には履行されず、労働者だけ引き継ぐ形になりました。」と記載されている。

以上によれば、本件会社とD社は同一の組織体ということはできず、上記イにおける「労働者だけ引き継ぐ形になりました。」との記載からD社の労働者の多くが本件会社に移ったことがうかがわれるものの、D社の労働者のうち何人が本件会社に移ったのかは不明であり、この記載をもってD社と本件会社の同一性を認めることも困難である。

ほかに、D社と本件会社が同一であることを認めるに足りる資料もなく、審査請求人の主張は採用できない。

3 付言

本件不認定処分の通知書における不認定の理由は「法人として１年以上労働者を雇用した実績が認められないため。」としか記載されていない。これだけで私人に不認定の理由を正しく認識することを求めるのはいかにも不親切である。

労働者からの賃確法７条及び賃確令２条１項４号の規定に基づく認定申請に対し、本件のように、事業主が労働者を使用する事業を１年以上の期間にわたって行っていたとは認められないとして不認定処分をする場合には、賃確法７条の要件（労働者を使用する事業を１年以上の期間にわたって行っていたこと）を明示した上で、本件はその要件がないことを事案に即して具体的に示すべきであり、そうすることにより、処分の名宛人及び不服申立適格を有する者が処分の理由を正しく理解でき、審査請求の審理手続における争点の明確化につながるとともに、簡易迅速かつ公正な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）の目的（１条１項）にも資することになる。

４ まとめ

以上によれば、本件不認定処分が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第２部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	木	村	宏	政
委	員	下	井	康	史